

技術専門校運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 技術専門校の効果的・効率的な運営及び地域との連携を図るため、技術専門校運営協議会（以下「協議会」という。）を各技術専門校に設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 技術専門校による自己評価結果に基づく改善策等に関する事。
- (2) 地域での学びの場としての校のあり方に関する事。
- (3) その他技術専門校の運営に関する事。

(組織)

第3条 協議会の構成員は次に掲げる団体等から選出された者及び技術専門校の長（以下「校長」という。）をもって充てる。ただし、必要に応じてその他の者を加えることができる。

- (1) 市町村（所在地の市町村は必須）
 - (2) 経済団体（経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）
 - (3) 公共職業安定所
 - (4) 地域振興局商工観光課
 - (5) 地区の高等学校（進路指導担当者等）
- 2 協議会に会長を置き、会長は校長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。

(運営)

第4条 協議会は、校長が召集する。

- 2 協議会の進行は、会長が務める。
- 3 会長は必要に応じて、構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(公表)

第5条 技術専門校は、協議会の協議内容について、技術専門校のホームページへの掲載等適切な方法により公表する。

(産業人材育成課への報告)

第6条 校長は、協議会の協議内容を産業人材育成課長に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、技術専門校が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他運営に関係する事項については校長が定める。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。